

公示番号：180363

国名：エチオピア

担当部署：産業開発・公共政策部 資源・エネルギーグループ第二チーム

案件名：地熱開発試掘・能力強化プロジェクト第三次詳細計画策定調査（環境社会配慮）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：環境社会配慮
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年11月下旬から2019年1月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.55M/M、現地 0.4M/M、合計 0.95M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	12日	6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2018年11月7日（水）（正午まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018 年 11 月 15 日（木）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- （計100点）

類似業務	環境社会配慮にかかる各種業務
対象国／類似地域	エチオピア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：黄熱病。入国に際して、イエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

エチオピアは「アフリカの角」に位置する、人口約1億人、一人当たりGNIは740USD（世銀，2017）の国である。2025年までの中所得国入りを目指した産業政策等により、過去10年の平均GDP成長率は10.3%（2006～2016，世銀）を維持している。

このように高い経済成長率を保つ同国の電力需要は、電源開発計画（Ethiopia Power System Expansion Master Plan, 2014）の中で、2015年の2,956MWから2037年には25,761MW（いずれも最大電力需要）まで増加すると見込まれている。一方、同国の国内電化率は42.9%と、サブサハラ・アフリカ地域諸国の平均電化率42.8%と同程度にとどまっている（世銀，2016）。また、現在の総設備容量は4,238MW（EEP, 2017）であるが、乾季には電源の約9割を占める水力発電の出力が低下し、電力の供給状況が不安定になるため、水力に頼らない安定的な電源開発が必要となっている。

東アフリカ大地溝帯に位置するエチオピアは地熱資源に恵まれ、その潜在的発電量は5,000MW相当と見込まれている。同国では、安定的な電力供給と急激に増加する電力供給に対応するベースロード電源として、地熱発電の開発に取り組んでいる。

かかる状況の下、エチオピア政府は、「地熱開発試掘・能力強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）の実施を要請し、JICAはこれまでに同プロジェクトの実施に向けた調査を実施してきた。しかし、本プロジェクトの対象サイト候補地として提案されているテンダホーアイロベラ地域は、同国で自然保護区に指定されるMille-Serdo Wildlife Reserve領域内に位置している。このため、本プロジェクトの実施に当たっては、同地区を定義する文書、事業の実施に必要な許認可の取得に係る国内法や国際基準、本プロジェクトが環境及び社会へ与え得る影響等について、十分な確認を行う必要がある。

第三次詳細計画策定調査（以下、「本調査」という。）では、本プロジェクトについて、エチオピア政府からの協力要請の背景、内容を確認した上で、対象サイト候補地であるテンダホーアイロベラ地域に関するエチオピア国内の法令をレビューし、環境及び社会への影響について調査する。さらに、国際的な基準や国際機関によるレポートについてもレビューし、これらの国内法や国際基準等の内容、想定される環境社会影響に鑑みて、本プロジェクト実施の際に必要な対応事項や留意点を整理する。また、先方関係機関と協議し、協力計画（プロジェクトデザイン）の見直し、先方関係機関に求める負担事項等の再確認を行うとともに、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析、再検討する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、協力計画策定のために必要な以下の業務を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間 (2018 年 11 月下旬～12 月上旬)
 - ① 要請背景・内容の把握、関連既存資料・情報 (要請書・関連報告書等の資料) をレビューする。
 - ② エチオピア国「地熱開発のための情報収集・確認調査」の環境社会配慮調査報告書および環境社会配慮調査結果 (英文) の内容をレビューする。
 - ③ 環境影響評価、住民移転・用地取得に係るエチオピア国内の法制度をレビューする。
 - ④ 本プロジェクトのサイト候補地周辺の自然保護区の管理等について、関連する国際的な基準やレポートをレビューする。
 - ⑤ 必要に応じて、日本国内の関連機関にヒアリングを行い、自然保護区の管理に関する情報収集を行う。
 - ⑥ 現地調査で収集すべき情報を検討する。
 - ⑦ エチオピア関係機関、他ドナーに対する質問票 (案) (英文) を作成する。
 - ⑧ 他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報収集・分析を行う。
 - ⑨ 他の調査団と協力し、調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間 (2018 年 12 月上旬～12 月中旬)
 - ① JICA エチオピア事務所等との打合せに参加する。
 - ② 先方関係機関との協議及び現地調査の実施・参加を行う。
 - ③ 関係ドナー (世界銀行、アフリカ開発銀行、仏 AFD 等) との協議及びヒアリングを行う。
 - ④ 環境影響評価制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の追加調査を行う。
 - ⑤ 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮の調査項目案を検討する。
 - ⑥ 情報公開用の環境社会配慮調査結果 (英文) を作成する。
 - ⑦ 先方関係者との協議で合意された内容に基づき、R/D 案 (英文) 及び M/M (案) (英文) の取りまとめに協力する。
 - ⑧ 現地調査結果を JICA エチオピア事務所等に報告する。エチオピア関係機関との協議及び現地調査に参加し、本プロジェクトの環境社会配慮項目の評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
- (3) 帰国後整理期間 (2018 年 12 月中旬～1 月上旬)
 - ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ② 環境社会配慮部分の JICA の提示する事業事前評価表 (案) (和文・英文) の作成に協力する。
 - ③ 担当分野に関する詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を参考資料として添付し、電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html> を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田(日本)ーアジスアベバ(エチオピア)間の経済性及び利便性を考慮した路線を選択すること。なお、エチオピア国内で航空機による移動が必要となった場合、JICA側で手配します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2018年12月4日～2018年12月15日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 協力企画(JICA)

ウ) 環境社会配慮(※本コンサルタント)

また、この他に、現地事務所から職員等が同行する場合があります。

③便宜供与内容

JICAエチオピア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供(JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料その他配布資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

②その他本業務に関する以下の資料を、JICA 産業開発・公共政策部資源・エネルギーグループ第二チーム (Email: ilqne@jica.go.jp / TEL: 03-5226-8089) にて配布します。

- ・要請書
- ・案件概要資料
- ・関連報告書

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAエチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上